

令和8年3月27日

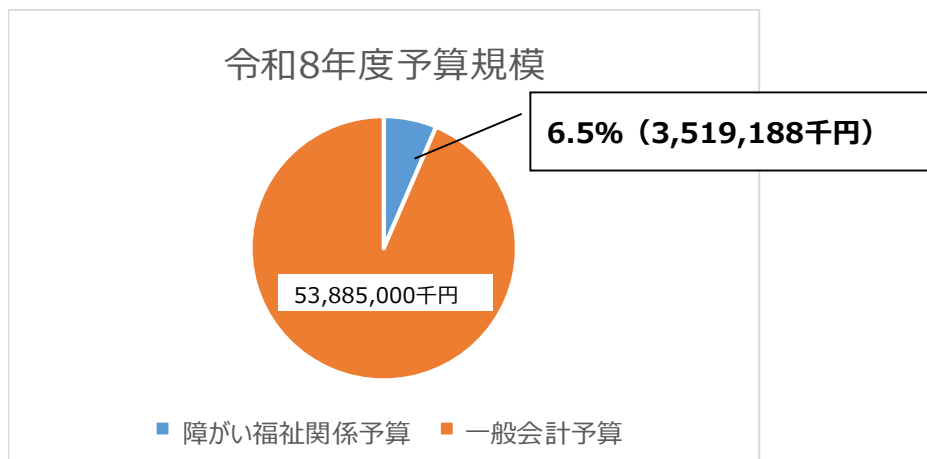
第2回 三条市地域自立支援協議会

資料3

令和8年度 障がい福祉関係予算の 概要について

令和8年度 障がい福祉関係予算

合計	3,519,188千円（前年度比+317,447千円）
-----------	------------------------------------



- 一般会計予算(53,885,000千円)のうち、障がい福祉関係予算が占める割合は6.5%
- 障がい福祉関係予算は、前年度比+約3億円
- 障がい福祉関係予算の増加の要因
 - 障がい児者の増加に伴う給付費（介護給付費や障害児通所等）の増
 - 児童発達支援センターの新規開設

◎ …重点政策

○ …前年度当初予算との比較における新規事業

3 款 民生費

事業名及び事業概要		予算額 (前年度比)
3 款 民生費		
1 障がい者（児）福祉の充実		
(1) 障がい者自立支援給付		2,363,717
① 介護給付 ・居宅や施設における身体介護、食事介護等	1,565,496千円	(△137,449)
② 訓練等給付 ・身体機能、生活能力の向上のための訓練等	667,746千円	
③ 相談支援給付 ・サービス利用計画、モニタリング等	38,284千円	
④ 更生医療給付 ・人工透析等の医療	54,347千円	
⑤ 補装具給付 ・義足、補聴器、車いす等の補装具	24,097千円	
⑥ 育成医療給付 ・障がいの除去・軽減が見込まれる治療に係る医療(18歳未満の者)	2,944千円	
	ほか	
(2) 障がい児通所支援給付		447,420
① 障がい児通所給付 ・児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援	421,619千円	(△33,905)
② 障がい児相談支援給付 ・障がい児支援利用計画、モニタリング	24,212千円	ほか
◎ (3) 地域生活支援事業		212,660
① 地域自立支援協議会の開催 地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として開催する ・地域自立支援協議会委員 20人	599千円	(△3,722)
② 理解促進研修・啓発事業 三条市障がいを理由とする差別解消のための調整委員会の設置、相互理解を促進するためのフォーラムの開催や合理的配慮の提供に係る周知啓発を行う	3,010千円	
③ 地域活動支援センター事業 生産活動機会の提供や社会との交流を促進する ・委託先 県央福祉会、青空福祉会、三条市社会福祉協議会 スタートライン、バリーベリー工房、NANO BRAND	70,500千円	
④ 相談支援事業 障がい者及びその保護者等からの相談への対応や情報提供等を行う ・委託先 県央福祉会、三条市手をつなぐ育成会、青空福祉会、三条市社会福祉協議会、さかえ福祉会	61,468千円	

3款 民生費

事業名及び事業概要	予算額
<p>⑤ 意思疎通支援事業 9,784千円 手話通訳環境の拡充、手話奉仕員等研修講座の開催及び障がい者雇用を推進する</p> <p>⑥ 移動支援事業 7,703千円 屋外での余暇活動など外出時の移動に係る支援を行う</p> <p>○⑦ 日中一時支援事業 10,169千円 障がいのある人や医療的ケアが必要な子どもを施設などで日中一時的に預かり、見守り等の支援を行う</p> <p>⑧ 日常生活用具給付 25,049千円 ストーマ装具、紙おむつ、非常用電源、褥瘡予防マット等の日常生活用具の給付を行う</p> <p style="text-align: right;">ほか</p>	
<p>(4) 障がい者福祉事業</p> <p>① 医療費助成 194,327千円 重度心身障がい者に係る医療費と訪問看護療養費の一部を助成する</p> <p>② 福祉タクシー等利用料金助成 9,846千円 障がい者の社会参加の促進と通院等に係る交通費の経済的負担を軽減するため、タクシー又はデマンド交通運賃を助成する ・福祉タクシー・デマンド交通併用利用券 16,000円/年 ・リフト付タクシー・デマンド交通併用利用券 19,200円/年 ※人工透析患者への助成 利用券は自宅から医療機関までの通院距離の区分に応じて助成</p> <p>③ 自動車燃料費助成 2,401千円 障がい者の社会参加の促進と通院等に係る交通費の経済的負担を軽減するため、自動車燃料費を助成する (福祉タクシー等利用券又は燃料費助成のいずれかの選択制) ・助成限度額 5,000円/年 ※人工透析患者への助成 助成額は自宅から医療機関までの通院距離の区分に応じて助成</p> <p>④ 難聴児補聴器購入費等助成 293千円 難聴児の言語習得及びコミュニケーション能力の向上を図るため、補聴器購入費等の一部を助成する ・支給対象 身体障害者手帳の交付対象とならない難聴の程度にある18歳未満の者の保護者(ただし、所得制限あり) ・助成額 基準額の9/10の額 (生活保護世帯・市民税非課税世帯は10/10の額)</p> <p>⑤ 障がい者福祉活動サポート交付金 3,700千円 障がい者施設・障がい者団体が実施する地域住民との交流活動や就労支援施設における特色ある自主製品の新規開発や受注・販路拡大などに係る活動を支援する</p> <p style="text-align: right;">ほか</p>	<p>251,991 (▲4,084)</p>

3 款 民生費

事業名及び事業概要		予算額
◎	(5) 障がい者支援施設建設事業 ① 障がい者支援施設整備事業費補助金 36,116千円 障がい者支援施設整備の費用の一部を補助する ・障がい者支援施設の創設及び修繕（介護サービス包括型グループホーム、短期入所施設） ② 障がい者居住支援拠点施設建設費補助金 23,790千円 社会福祉法人が行った障がい者居住支援拠点施設整備の費用の一部を補助する ・障がい者居住支援拠点施設（長久の家）	59,906 (△25,265)
2 配慮を要する方への支援体制の充実		
	(1) 障がい者基幹相談支援事業 市内の相談支援事業所に対する助言、指導や職員等のスキルアップに向けた取組などを行う	4,065 (▲281)
◎	(2) 成年後見制度推進事業 成年後見制度の利用促進を図るため、三条市成年後見支援センターにおいて法人後見支援員の養成や制度周知、相談などの取組を行うほか、三条市社会福祉協議会の実施する法人後見事業に対し、補助を行う ・三条市成年後見支援センター運営委託料 13,077千円 ・権利擁護体制確保事業補助金 7,623千円 など	21,345 (△1,864)
◎	(3) 重層的相談支援事業 複雑化、複合化した支援ニーズに対応するため、クラウドシステムを活用した情報共有などにより、支援機関相互の連携を強化し、分野を問わない重層的な支援を行う ○ ・支援関係者連絡会の開催 40千円 ・情報共有システムの運用 2,769千円 ・権利擁護に係る相談支援 6,848千円 ・ひきこもり等に係る相談支援 10,594千円	20,251 (▲882)
3 子育て・子育ての支援		
	(1) 総合サポートシステム事業 保育所(園)、幼稚園、認定こども園、学校、児童相談所等関係機関の連携により、虐待、いじめ、不登校、発達障がい、引きこもりなどの子ども・若者に対して継続的な支援を行う。また、関係機関・組織が連携して継続的・総合的な支援体制づくりを行うシステムの充実を図る ・子ども・若者総合サポート会議の開催 ・相談支援ファイルの活用 ・情報共有システムの運用 ・弁護士への相談体制の整備 ほか	4,755 (▲139)
◎	(2) 児童発達支援センター事業 ○ これまでの障がい児福祉サービス（児童発達支援、保育所等訪問支援、障がい児相談支援）のほか、市内障がい児通所事業所からの相談や助	120,233 (新規)

	言等の地域支援事業を実施し、関係機関と連携しながら地域の障がい児支援の中核的な役割を果たす	
--	---	--

4 款 衛生費

事業名及び事業概要		予算額
4 款 衛生費		
(4) 精神障がい者医療費助成		12,845
・支給対象	精神障がいの治療を受けている方の世帯主又は保護者 (世帯全員の前年中の合計所得金額が800万円以下の世帯)	(△395)
・助成額	入院に係る医療費の自己負担額から高額療養費などを控除した額の2/5の額	